



2023年11月29日

各 位

会社名 富士ソフト株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂下 智保
(コード番号 9749 東証プライム市場)
問合せ先 経営財務部長 小西 信介
(TEL: 045-650-8811)

(訂正) 富士ソフトサービスビューロ株式会社 (証券コード: 6188) に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

当社が、2023年11月8日付で公表いたしました「富士ソフトサービスビューロ株式会社 (証券コード: 6188) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」につきまして、公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が終了したことに伴い訂正すべき事項がございましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

| | | |
|----------------------------------|----------------|-------------------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数 | 75,084 個 | (買付け等前における株券等所有割合 57.93%) |
| 買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数 | <u>1,969</u> 個 | (買付け等前における株券等所有割合 <u>1.52%</u>) |
| 買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数 | 129,617 個 | (買付け等後における株券等所有割合 100.00%) |
| 買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数 | 0 個 | (買付け等後における株券等所有割合 0.00%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 129,908 個 | |

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、公開買付者は、本日以後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正した内容を開示する予定です。また、特別関係者の所有株券等（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は0個と記載しております。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (5,453,393 株) に係る議決権の数に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の

数」を加算した議決権の数を記載しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第2四半期報告書に記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期決算短信に記載された2023年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(13,500,000株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(538,207株)を控除した株式数(12,961,793株)に係る議決権の数(129,617個)を分母として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

| | | |
|------------------------------|-----------|-------------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 75,084 個 | (買付け等前における株券等所有割合 57.93%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 7,069 個 | (買付け等前における株券等所有割合 5.45%) |
| 買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 129,617 個 | (買付け等後における株券等所有割合 100.00%) |
| 買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 0 個 | (買付け等後における株券等所有割合 0.00%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 129,908 個 | |

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は0個と記載しております。

(注2)「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(5,453,393株)に係る議決権の数に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」を加算した議決権の数を記載しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第2四半期報告書に記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期決算短信に記載された2023年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(13,500,000株)から、同日現在対象者が所有する自己株式数(538,207株)を控除した株式数(12,961,793株)に係る議決権の数(129,617個)を分母として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

以 上